

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

1. 基本的な考え方

- (1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。）を行うことについて、どのように考えますか。①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>

2. 懸念事項及び要件設定

- (1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(i)～(vii)のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。その他、懸念事項があれば(viii)に記入して下さい。

- (i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

- (ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等（例：SNSのアイコン）が入り込むことが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑誌、漫画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウンロードが違法になる。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運用が不当に拡大される可能性がある。

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>

(viii) その他、懸念事項があれば記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい。

(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~ 3 参照) について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい。

- ① 適切である (文化庁当初案のままで良い)
- ② 違法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき)
- ③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき (政府における検討に委ねる)
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

<回答欄>

- (ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(iii) (i) で②を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入して下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入をお願いします。

<回答欄> (自由記述)

(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほかに御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述)

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス*は先般改正された不正競争防止法を踏まえ、著作権法においても同様の改正を行おうとする文化庁の方向性に賛同します。改正不正競争防止法は、ユーザーがオンラインでダウンロードによりソフトウェアを入手することを可能としているソフトウェア業界の現状を反映しています。ソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用していることを確認するために、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認証は、技術的手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する正規のライセンシーであるか否かの確認を行う仕組みです。正規ライセンスをオンライン上で入手することが標準的な慣行になるにつれ、オークションサイト等のオンライン・プラットフォームを通じたクラックプログラム（認証の仕組みを回避（クラック）するソフトウェア）や、不正または正規に生成されたシリアルコード等符号の許諾なき提供によるソフトウェアの不正利用が主流となっています。

文化庁が著作権法における技術的保護手段/技術的利用制限手段の定義を改正し、コンテンツの不正利用を防ぐアクセスコントロールに係るライセンス認証の仕組みを含んだことを私どもは高く評価します。同様に、そのようなアクセスコントロールを回避する不正なシリアルコードの提供を禁止とする提案に賛同します。

また、本年1月に提出した意見書**で触れたように、不正に生成されたシリアルコードの提供のみならず、適法に生成されたシリアルコードを不正に入手し提供する行為を禁ずることの重要性についても改めて言及します。改正不正競争法ではソフトウェアに適用された技術的制限手段を不正に回避するためにシリアルコードや暗号解除キーをユーザーに提供する事例が多くみられることから、不正に生成されたシリアルコードだけでなく、適法に生成されたシリアルコードを不正に入手し、提供することも「不正競争」と位置付けました（逐条解説 不正競争防止法 平成30年11月29日施行版 経済産業省 知的財産政策室編 105頁乃至106頁）。

改正著作権法において、また、少なくとも改正著作権法に係る解説においては、不正に生成されたシリアルコードの提供に加え、シリアルコードは適正に生成されたが不正に入手されて提供されたものも規制の対象となっていることを明確化すべきと考えます。

* BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。

BSAの活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatca, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, ServiceNow, Siemens Industry Software Inc., Sitecore, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, and Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

**https://www.bsa.org/sites/default/files/2019-03/01052019BSACommentonInterimReportissuedbyBunkachoLegislative_jp.pdf